

三 施 発 第 7 1 号
令和 2 年 6 月 2 9 日

三郷市指定給水装置工事事業者 各位

三郷市長 木 津 雅 晟

業務内容等の届出について（通知）

日頃より、三郷市水道事業に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和元年6月26日付けの厚生労働省水道課長通知において、水道法第25条の8及び水道法施行規則第36条に従い、当該制度における指定給水装置工事事業者の資質向上及び水道利用者が当該事業者を選定するときに有用となる情報提供の充実を図るなど、水道事業体が「給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用」をするべきとあるため、別添の「指定給水装置工事事業者業務内容等届出書」の提出を令和2年7月31日までをお願いします。

なお、指定給水装置工事事業者業務内容等届出書にご記入いただいた情報のうち、公開することに同意いただいた事項については、ホームページ等で公開する場合があります。

※ 様式及び記入例については、三郷市ホームページにも掲載しております。

《三郷市ホームページ》

[トップページ](#) > [組織から探す](#) > [公営企業・水道部](#) > [水道部](#) > [給水装置工事事業者に関すること](#) > [新規登録・更新手続きに関すること](#)

お問い合わせ先

三郷市水道部施設課給水係

電話 0 4 8 - 9 5 2 - 7 1 0 1 （代表）